

(例規 2 1)

陸幕総電発第 1 2 7 7 号
昭和 3 8 年 8 月 2 6 日

改正	昭和45年 6 月 27 日 陸幕監理第 89 号	昭和 53 年 1 月 13 日 陸幕監理第 1 号
	昭和 63 年 4 月 8 日 陸幕法第 73 号	平成 18 年 7 月 26 日 陸幕法第 127 号
	平成 19 年 3 月 28 日 陸幕法第 61 号	平成 20 年 3 月 28 日 陸幕補第 251 号
	平成 21 年 2 月 3 日 陸幕法第 10 号	平成 27 年 3 月 31 日 陸幕補第 358 号
	平成 30 年 3 月 14 日 陸幕法第 104 号	

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

准尉以下の自衛官の派遣及び海・空又は共同機関に補職替えされる准尉
以下の自衛官の補職要領について

標記について、任命権行使の細部要領に関する達（陸上自衛隊達第 2 1 — 7 号）
第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 5 条に定められているが隊員の任免等の人事管理の一
般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号）の施行に伴い陸上幕僚長
又は方面総監の任免権を有する部隊等以外の部隊等の准尉以下の自衛官を当該機関
等に補職替えする場合は、同訓令第 4 条に基づき陸上幕僚長又は方面総監が陸上幕
僚監部又は方面総監部に異任させた後、当該機関等の長が補職することとなるので
承知されたい。

なお、この取扱いによる事務処理は次により実施するものとする。

1 人事発令書式

「陸上幕僚監部（〇〇方面総監部）に異任させる（補職先機関等名）」
（注）補職先機関の長は同一日付で補職発令を行うものとする。

2 勤務記録表の記載要領

（年月日、記事、根拠命令の順）

例 1 20. 2. 23 陸上幕僚監部に異任させる（自衛隊中央病院） 陸幕人発第 号
20. 2. 23 自衛隊中央病院総務部勤務を命ずる 中病人発第 号

例 2 20. 2. 23 北部方面総監部に異任させる（自衛隊札幌地方協力本部）北方人第
号

20. 2. 23 自衛隊札幌地方協力本部募集課勤務を命ずる 札幌地連人第 号

3 人事記録の送付要領

補職先が内部部局のものについては、陸上幕僚長に送付し、その他の補職先機関等については現行どおりそれぞれ当該機関等の長に送付する。

4 人事日報記載要領

- (1) 自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部に補職替えされる者は、現行どおり当該機関等に補職替えとして記載する。
- (2) 内部部局、統合幕僚監部（統幕学校を含む。）、附属機関、共同の部隊及び海・空自衛隊に補職替えされる者は、陸上幕僚監部（又は陸上幕僚長がその都度指示する方面総監部）に異任として記載する。